

## 大町町保育料月額表

○ 保育料月額(単位:円/月)

階層	階層区分		3号認定(月額)	
			0・1・2歳児	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯		0	0
第2	市町村民税非課税世帯	1 ひとり親世帯等	0	0
		2 その他	0	0
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円 未満	1 ひとり親世帯等	9,000	9,000
		2 その他	19,500	19,300
第4A	市町村民税所得割課税額 57,700円 未満	1 ひとり親世帯等	9,000	9,000
		2 その他	23,000	22,800
第4B	市町村民税所得割課税額 77,101円 未満	1 ひとり親世帯等	9,000	9,000
		2 その他	26,500	26,200
第4C	市町村民税所得割課税額 97,000円 未満	1 ひとり親世帯等	9,000	9,000
		2 その他	30,000	29,600
第5A	市町村民税所得割課税額 133,000円 未満	1 ひとり親世帯等	18,750	18,500
		2 その他	37,500	37,000
第5B	市町村民税所得割課税額 169,000円 未満	1 ひとり親世帯等	22,250	21,950
		2 その他	44,500	43,900
第6A	市町村民税所得割課税額 235,000円 未満	1 ひとり親世帯等	26,500	26,000
		2 その他	53,000	52,000
第6B	市町村民税所得割課税額 301,000円 未満	1 ひとり親世帯等	30,500	30,050
		2 その他	61,000	60,100
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円 未満	1 ひとり親世帯等	36,000	35,250
		2 その他	72,000	70,500
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円 以上	1 ひとり親世帯等	41,900	40,900
		2 その他	83,800	81,800

※ 第2階層は第2子以降は0円となります。

※ 第3-2階層、第4A-2階層に該当する世帯については、最年長の子どもから順に2人目は上記の金額の半額、3人目以降は0円となります。

※ 第4B-2階層以降の階層については、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の金額の半額、3人目以降は0円となります。

※ ひとり親世帯等については、第2子以降は0円となります。

1号認定 (教育認定)	保育料は無償です。	保育料以外の経費(給本代・育成会費等)は保護者負担です。
2号認定	3歳クラス以上の保育料は無償です。	
3号認定 (保育認定)	(満3歳を迎えた後の4月以降の保育料が無償となります。) 2歳クラス以下の非課税世帯も保育料無償となります。	

○ 時間外保育料日額 (単位:円/日)

時間帯	保育標準時間	保育短時間
7時00分～8時30分	—	200
16時30分～18時00分	—	200
18時00分～19時00分	100	100

※大町保育園の時間外保育料です。

※ 4月から8月までは前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき保育料を算定します。

※ 保育料算定の認定区分は、年度の初日(4月1日)の年齢によります。